

令和6年度小水力発電事業民間活力導入効果等調査業務 公募型プロポーザルについての質問に対する回答

令和6年7月31日
設楽町企画ダム対策課

	項 目	質 問	回 答
1	参加申込み	本業務を受託した場合、事業者公募の際には参加できないとの理解でよいか。	お見込みのとおり。 「愛知県PFI導入ガイドライン（平成29年3月改訂）」に沿って対応します。本業務は、同ガイドラインでいう「PFI導入可能性調査（詳細調査）」に該当します。
2	実施要項 3.(5)エ	郵送方法は、送達証明が取得できれば、日本郵便以外の配達サービスを利用しても支障ないか。	支障ありません。
3	実施要項 3.(5)カa⑥	3.(5)カaにて「⑥様式1～5については、記載内容を確認できる書類の提出を求めることがある。」とあるが、参加申込書及びその添付書類の提出時は不要との理解でよいか。	お見込みのとおり。
4	実施要項 3.(5)カa⑦	実施要領3.(5)カa⑦において、様式7,8には実績に係る業務名の記載が禁止されているが、別添2審査基準の評価テーマにおいて、業務内容を裏付ける類似実績などの明示の記載がある。 この場合、テクリス番号の記載や実施要領3.(5)カb⑤にある提案内容の根拠資料として業務名が分かる資料を添付するような形で対応すればよいか。	実施要領3.(5)カa⑦において様式7,8に記載しないよう求めているのは、提出者(参加申込者)を特定することができる内容の記述であって、提出者(参加申込者)を特定することができる内容の記述でなければ、具体的な社名、実績に係る業務名、発注者の名称等を記載することは可能です。 ただし、くれぐれも提案者(参加申込者)を特定することができる内容の記述とならないよう注意してください。 5.(3)オに示すとおり、様式7,8に提案者(参加申込者)が特定できる語句、記号等を記載した場合は失格となります。 また、3.(5)カb⑤に示す「評価テーマに対する提案の根拠を客観的に説明するための資料」は、様式8に付随するものと考えられますので、様式8と同様に提出者(参加申込者)を特定することができる内容の記述、提案者(参加申込者)が特定できる語句、記号等を記載す

			<p>ることは認めないこととします。</p> <p>なお、別添2 審査基準に記載されている「提案内容を裏付ける類似実績」とは、参加申込者が実施した類似の業務実績ではなく、過去に実施された類似事例であって、提案内容を裏付けることができるものを云い、当該事例の実施者の如何は問いません。</p>
5	<p>実施要項 3.(5)カ b ⑤</p>	<p>「客観的に説明するための資料」とは、公表等されている既往の資料を意図されているのか。あるいは、本業務のご提案のため、新たに作成する資料を意図されているのか。</p> <p>後者を意図されており、かつ枚数の上限を設定される場合においては、実質的に枚数上限がなくなることと同義なので、規定の削除等を検討されたい。</p>	<p>「客観的に説明するための資料」とは、公表等がなされている既往の資料を意図しており、本プロポーザルのため新たに作成する資料は含みません。</p> <p>「客観的に説明するための資料」に枚数制限はありませんが、極力、必要な部分のみとしてください。</p>
6	<p>実施要項 3.(5)カ b ⑤</p>	<p>3.(5)カ b にて「⑤評価テーマに対する提案の根拠を客観的に説明するための資料を提出することができる。資料中の根拠となる箇所についてはアンダーライン等で明示すること。提出された資料は評価の際の補足資料として使用する。」とあるが、この補足資料は指定の様式はなく任意のものでよいとの理解でよいか。また、こちらは評価テーマの「実現性」の評価に影響するという解釈でよいか。</p>	<p>「評価テーマに対する提案の根拠を客観的に説明するための資料」について指定の様式はなく任意のもので結構ですが、当該資料は公表等がなされている既往の資料を意図しており、本プロポーザルのため新たに作成する資料は含みません。</p> <p>また、当該資料は、評価項目の着目点である「実現性」の評価だけでなく、「的確性」の評価にも影響を与える可能性があります。</p>
7	<p>別添1 審査基準 業務実績</p>	<p>別添1 審査基準の評価項目「業務実績」で同種業務と類似業務の実績は、その実績の有無のみで評価されるのか、または実績の数で評価されるのか。</p>	<p>実績の有無のみで評価します。</p>
8	<p>別添1 審査基準 予定担当者の 経験及び能力</p>	<p>別添1 審査基準の評価項目「予定担当者の経験及び能力等」で同種業務と類似業務の実績は、その実績の有無のみで評価されるのか、または実績の数で評価されるのか。</p>	<p>実績の有無のみで評価します。</p>
9	<p>様式2</p>	<p>従業員数を記載する項目があるが、当方では事務系、技術系、その他といった区分で従業員を区分していない。</p> <p>そのため、本項目では合計人数のみを記載することで差し支えないか。</p>	<p>事務系、技術系、その他といった区分で従業員を区分していない場合は、様式2の合計人数欄に合計人数を記載し、区分ごとの人数記入欄は、「区分していない」と記載してください。</p>

10	様式 3	様式 3 にて同種業務と類似業務を記載すると理解しているが、様式内で同種業務と類似業務を分けて記載するようなレイアウトになっていない。業務の概要の項目にてそれぞれ明示することによってよいのか。	様式 3 の業務の概要の項目には、同種業務、類似業務の区分が判別できるよう記載してください。 また、脚注にあるとおり、施設名称は必ず記載してください。 なお、様式 3 の記載内容により、同種業務、類似業務のいずれに該当するか、またはいずれにも該当しないかを審査のうえ判断しますが、3.(5)カ a ⑥に示すとおり、記載内容を確認できる書類の提出を求めることがありますので、ご承知おきください。
11	様式 4	脚注に「※1 業務担当責任者以外は、想定される分野を記載してください。」とあるが、この想定される分野とは、仕様書 7. 業務内容の中から担当する予定の業務をもとに記載するとの理解でよいのか。	お見込みのとおり。
12	様式 5-1 様式 5-2	様式 5 の手持ちの業務は、受注額 500 万円未満の業務や照査技術者として担当している業務は対象外と考えてよいのか。	様式 5-1、様式 5-2 の配置予定者調書に記載する手持ちの業務は、受注額 500 万円未満の業務も対象とします。 また、照査技術者として担当している業務は対象外とします。 なお、担当している業務が有るにもかかわらず、その業務を手持ちの業務として記載しなかった場合は、5.(3)イに示すとおり参加申込書及びその添付書類に虚偽の内容が記載されている場合に当たるものとして、判明した時点で失格とします。
13	様式 5-2	様式 5-2 については、配置を予定する業務担当者の人数分作成することによってよいのか。	配置を予定する業務担当者の人数分作成してください。
14	様式 5-2	配置予定者のうち業務担当者は、評価対象とする 1 名のみを作成すればよいのか。それとも同種・類似業務実績を持つ業務担当者 2 名について配置予定者調書を作成することで、別添 1 の業務担当者の複数従事体制の評価が得られるのか。	様式 5-2 は、様式 4 に記載するすべての配置予定業務担当者について作成して下さい。 様式 4 に記載するすべての配置予定業務担当者について、様式 5-2 の内容を確認の上、複数従事体制の評価を決定します。
15	様式 5-2	本様式をもとに評価されると理解しており、別紙 1 審査基準を見ると、「(主たる業務担当者について評価を行う)」と	式 5-2 は、様式 4 に記載するすべての配置予定業務担当者について作成して下さい。

		記載されている。 そこで、様式5-2では、主たる業務担当者のみ記載することでよいのか、または、様式4で記載した業務担当者全員のものを作成するのか。	
16	様式7	(5) 動員計画については、同等の内容が実施要項3(5)オの表中10番の参考見積にも記載されることが通常であり、内容として重複するものと思われる。実施要項別紙2 評価基準において、評価の対象とされていないように思われるので、様式7において記載する必要がなければ、削除を検討されたい。	「(5) 動員計画」は、いずれの検討項目にどの程度注力するのかを客観的に捉えることができ、業務の理解度や業務に関する知識を評価するうえで参考とすべきものと考えています。 また、今回の審査委員会に参考見積書そのものを諮ることは考えていません。 よって、様式7の「(5) 動員計画」については、記載するようお願いいたします。
17	様式7	枚数の上限設定があれば示されたい。	枚数の上限を4枚とします。この枚数を超過した場合、超過部分は審査の対象としません。
18	様式8	枚数の上限設定があれば示されたい。	枚数の上限を5枚とします。この枚数を超過した場合、超過部分は審査の対象としません。
19	様式7 様式8	様式7, 8について、作成枚数の制限はあるか。	作成枚数の上限を、様式7については4枚、様式8については5枚とします。 これらの枚数を超過した場合、超過部分は審査の対象としません。 また、様式8に添付する「評価テーマに対する提案の根拠を客観的に説明するための資料」に枚数制限はありませんが、極力、必要な部分のみとしてください。 なお、「評価テーマに対する提案の根拠を客観的に説明するための資料」は、公表等がなされている既往の資料を意図しており、本プロポーザルのため新たに作成する資料は含みませんのでご注意ください。
20	様式7 様式8	枚数制限について、様式7はA4・2枚、様式8はA4・1枚(補足資料添付可)という理解でよいか。	作成枚数の上限を、様式7についてはA4片面4枚、様式8についてはA4片面5枚とします。 これらの枚数を超過した場合、超過部分は審査の対象としません。 また、様式8に添付する「評価テーマに対する提案の根拠を客観的に説明するための資料」に枚数制限はありません

			<p>が、極力、必要な部分のみとしてください。</p> <p>なお、「評価テーマに対する提案の根拠を客観的に説明するための資料」は、公表等がなされている既往の資料を意図しており、本プロポーザルのため新たに作成する資料は含みませんのでご注意ください。</p>
21	<p>様式 7</p> <p>様式 8</p>	<p>指定様式に基づき、配色や強調、フォント、余白の変更などの調整を行うことは、問題ないか。</p> <p>また、フォントサイズの指定はあるか。</p>	<p>指定様式に基づき、配色や強調、フォント、余白の変更などの調整を行うことは、問題ありません。</p> <p>また、フォントサイズは特に指定しませんが、審査に支障が出るような極端に小さいフォントサイズなどは避け、常識的なフォントサイズとってください。</p>